

令和6年12月5日(木)第4回相談支援専門員連絡会
が就業支援部会と合同で、令和7年2月5日(水)第5回相
談支援専門員連絡会が、それぞれ伊那市福祉まちづくりセ
ンターにて開催されました。第4回は集合とYouTubeでの
配信合わせて68名、第5回は相談支援専門員を中心に2
8名の参加がありました。



第4回相談支援専門員連絡会

就労系障がい福祉サービスの報酬改定についての勉強会

講師：長野県伊那保健福祉事務所 瀬川裕也氏

注)資料とあるものは、お手数ですが資料を用意してお読みください。

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一
部を改正する法律案の概要

※資料：厚労省ホームページ→所管の法令等→国会提出法案→第210回
国会(令和4年臨時会)提出法律案→令和4年10月26日提出→PDF 概要
▷特に注目してほしい点は、【改正の概要】の1.障害者等の地域生活の支援
体制の充実の①と②、ここが今回福祉サービス事業所等についても大きく影
響するところである。また、2.障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び
障害者雇用の質の向上の推進の①、令和7年10月から就労訓練系の事業所

を利用する前のアセスメントとして就労選択支援サービスが開始となる。

② 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインに
ついて

※資料：厚労省ホームページ→検索にて上記ワードを入力

▷7頁のⅢ各論の(1)(2)をよく読んで欲しい。事業所には(3)の意思決定が
反映されたサービス等利用計画や個別支援計画の作成とサービスの提
供が求められる。(4)のモニタリングと評価及び見直しも、具体的に示され
た。また、2～6の項目についても、今回の個別支援計画作成のポイントで
ある。本人の意思をいかに確認していくかを重点的にお願いしたい。

③ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

※資料：厚労省ホームページ→政策について→審議会・研究会等→障害
保健福祉部が実施する検討会等→障害福祉サービス等報酬改定検討チ
ーム→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要→PDF 令和6年
度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

▷3頁6の就労系サービスの中、就労選択支援については今年3月に通
知があり、県庁から各事業所へお知らせする予定である。

▷5頁、福祉・介護職員等処遇改善加算について①、3種類に分かれてい
たものが令和6年6月に一本化した。以前の制度を残しながらの合併。特
にキャリアパス要件という事で、資格とか、キャリアに基づいた給与体系の
整備、ベースアップと最低賃金のアップと毎年の定期昇給における基準を
しっかり定めておくこと。そして職員全員が、何年働けば給与が上がるとか、
何の資格を取れば手当がつくかといった制度の仕組みを理解することが
大事。研修受講については事業所に協力していただきたい。職員の支援

技術が上がるだけでなく、給与に反映することで、モチベーションが上がる。ひいては事業所の支援力向上につながるので、まだやっていない事業所は是非算定してもらいたい。

▷ 7頁、地域生活支援拠点等の機能の充実について、こちらは努力義務となっており、実際には事業所に委ねられている。特に②緊急時の重度障害者の受入機能の充実は、所在する市町村に相談していただき指定を受けることが出来れば加算が取れるかもしれないので、検討をお願いしたい。

▷ 11頁、障害者の意思決定支援を推進するための方策について、ガイドラインに基づく具体的なポイントとなる。作成した個別支援計画については、総合的な支援を行うために、支給決定を行った市町村や医療機関、サービス事業所、各関係機関へ提出する必要がある。

▷ 12頁、障害者虐待の防止・権利擁護について、【虐待防止措置】の取組として、虐待防止委員会の定期的な開催、研修の実施を少なくとも年に1回。担当者を置く事も必要となる。置いていないと減算となる。【身体拘束の適正化】では、検討委員会の定期的な開催、必ず複数(2人以上)での開催が少なくとも年に1回必要。研修も、会議に参加した職員が、事業所に持ち帰り伝達する方法でも良いので年に1回必要。出来ていないと減算となる。

▷ 14頁、業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化について、業務継続計画を作成し、常に状況に合わせて内容の見直しを図ること。未策定の場合は基本報酬減算となる。

▷ 30頁、就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価について、見直し後、「生産活動」「経営改善計画」においてスコア方式による評価点にマイナスが付くようになった。A型作業所においては非常に厳しいとは

思うが、最低賃金守るよう生産活動計画を立てること。

▷ 31頁、就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価の、(2)の報酬体系について、「ピアサポート実施加算」は、所定の研修を受けた利用者が支援員として働くと算定できる。工賃を追い求めて高い生産活動、能力を発揮するように支援していく事も必要だが、楽しくみんなで働くという事業所があって良いと思う。

▷ 34頁、新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②について、具体的には4月にマニュアルが厚労省のホームページにアップされる。スタートは令和7年10月で、学校との連携が必要となる。

④ 状態の悪化した強度行動障がいをもつ児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について

※資料:厚労省ホームページ→検索にて上記ワードを入力

▷ 集中的支援加算は、上記資料を読んでいただきたい。

⑤ 令和6年度報酬改定に伴う食事提供体制加算の取扱いについて

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
 - (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
 - (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。
- 上記3つを行っていないと食事提供加算はつかない。栄養管理をしっかりと、利用者の健康を維持すること。令和6~8年度まではこの体制を取るが、9年度には取りやめが決まっている。



⑥ 加算等の書類の在りかについて

※長野県ホームページ→健康・医療・福祉→障がい者福祉→障害福祉サービス→障害福祉サービス事業者向け情報→障がい福祉サービス事業所の皆さまへ→加算等算定に必要な届出書等について

▷加算に必要な記録を整備しておくことが必須。事前に本人の承諾が必要な加算については、個別支援計画に記載しておくこと。

⑦ さいごに

質問などある場合は、伊那保健福祉事務所福祉課までメールでの問い合わせをお願いしたい。

第5回相談支援専門員連絡会

(1) グループスーパービジョン (GSV)

第1回に引き続き第5回でも4グループに分かれて GSV を行いました。障がい者を3ケース、障がい児を1ケース実施。事例提供者からは、様々な視点が得られたという感想がありました。

(2) グループワーク

今年度の内容を参考にしながら、実施内容の振り返りと来年度に向けた意向について意見交換を実施。

【グループワークでの意見】

- 相談支援専門員の横のつながりや相談できる場、気楽に交流できる機会。
- 加算や成年後見制度・生活保護への繋げ方、就労選択支援について知る機会の提供。

○自分の作成している計画に、これでよいのか不安を感じる。提出様式等確認できる機会があると安心。

○移動支援や通院介助について圏域として不足感はあるが、人材不足や単価の低さもあり、現状として対策はあるわけではない。16時からのサービスも少ない。無いサービスについて工夫していること等聞けると良い。

○連絡会の年間スケジュールが早めに分かるとよい。

○相談支援従事者の現任研修等の情報がほしい。

(3) 新規事業所等の紹介

●上伊那生協病院から

令和7年4月より保育所等訪問を実施予定。

辰野、箕輪、南箕輪の上伊那北部地域を主に対象としている。

電話：0265-79-8813



(4) その他

●伊那市より

「身寄りのない人」への支援のガイドラインが完成した。
身寄りのない人の権利を擁護する観点から作成したもので、伊那市のホームページから見る事ができる。

●事業所見学会を行いました。

令和7年1月10日(出席者:10名)

- ・グループホーム フォレスト
- ・ソーシャルインクルーホーム長野箕輪町
- ・まゆっこ

ご協力いただいた事業所の方には大変感謝しております。運営の難しさなど普段聞けないお話も聞けました。お時間を作っていただき本当にありがとうございました。

●A型作業所利用の流れについて

ハローワークより説明いただきました。当日の資料を添付しますので参考にしてください。

編集後記

報酬改定の加算については、お伝えしたい内容が多く、非常にボリュームのある記事となりましたが、何かみなさまの参考になるものがあれば幸いです。

今年度は全5回の開催となりました。毎回多くの方のご参加があり、ご協力に大変感謝しています。来年度も充実した連絡会が行えるように、皆さんの声や意見を参考に考えたいと思っております。

寒暖差の激しい今日この頃、お身体ご自愛いただき、また相談支援専門員連絡会で元気にお会いできるのを楽しみにしております。



事務局 上伊那圏域障がい者総合支援センター

担当者 伊藤、村上、内村

TEL (0265) 74-5627 FAX (0265) 74-8661

e-mail:ksc@ar.wakwak.com